

平成6年度 毎日新聞郷土提言賞 優秀賞受賞論文

光、水、緑、「ため池共和国」建国宣言

—東播磨地域のため池と郷土づくり—

Aug. 1994

瓜 生 隆 宏

アブストラクト

兵庫県南東部、東播磨地方には6500個所の農業用ため池があり、全国有数のため池密度の高い地域である。1世紀という長い期間、地域住民に守られ生き続けてきたため池であるが、近年ため池を取り巻く社会情勢の急激な変化によりその数を著しく減らし、地域の景観さえ変えようとしている。この地域の原風景ともいえる、ため池に焦点を当て、ため池と地域のつながりを再度確認し、「ため池再生のストーリー」を組み立てた。そして、「ため池景観条例」の制定を提案し、今後のため池の賢明な活用が風土性豊かな郷土を造る鍵になることを述べた。この郷土づくりのながれを「ため池共和国建国宣言」として全国的にアピールするものである。

光、水、緑、「ため池共和国」建国宣言

—東播磨地域のため池と郷土づくり—

瓜生 隆宏

第1章 本稿のねらい

兵庫県南東部、東播磨地方と呼ばれる地域を訪れ高台に登ると、あちこちに陽光を反射して輝く多くの池があるのに気が付くだろう。(写真1参照)これらの池は景観の一部となり地域に溶け込んではいないが、現地を歩いて見ると決して自然にできた窪地ではないことが分かるはずだ。これらの池は、我々の先人が、機械力のない時代に人力だけで血のにじむ労苦の末、農業用水の確保のため築造を重ねていった「ため池」である。その多くは江戸時代以降の新田開発による新規利水の確保のため住民自らが作ったものである。築造後1世紀以上を経過する池がほとんどであるが、今なお健在で水をたたえ水田に水を供給し続けている。1世紀という長い期間、地域住民に守られ生きてきたため池であるが、近年ため池を取り巻く社会情勢の急激な変化によりその数を著しく減らし、地域の景観さえ変えようとしている。本稿は東播磨地域において、この地域の原風景ともいえるため池に焦点を当て、ため池と地域のつながりを再度確認した。そして、今後の「ため池」の賢明な活用が、風土性豊かな郷土を造る鍵になることを提言し、この郷土づくりのながれを「ため池共和国建国宣言」として全国的にアピールするものである。

写真1. 多くのため池が陽光を反射して輝く印南野台地



第2章 ため池受難の時代

兵庫県には約5万2千個所（平成6年4月現在）⁽⁴⁾のため池があり、全国一位のため池保有県である。（図1参照）⁽²⁾

ため池の県内分布⁽⁴⁾としては、淡路、東播磨、阪神地域の瀬戸内海側に集中し、兵庫県全体の93%ため池がこの地域に集中している。東播磨地域は約6500個所のため池があり、その水面積の広さと分布密度では特筆すべきものがある。特に稲美町を中心とする印南野台地には約100個所のため池⁽³⁾があり、ため池の水面積を合計すると、町内の水田面積の四分の一を占めるほどのため池密度が高い地域となっている。また、印南野台地の北端にある加古大池は、その水面積が49ha⁽³⁾もあり、甲子園球場の12倍の水面を持っている全国でも有数の広大な農業用ため池である。

この地方のため池は、皿池といって平地に堤を巡らして貯水している池が多い。水深が深いところでも3m前後で、山間部の谷に作られた池（皿池に対し谷池という）に比べ水深が浅いため埋め立ても簡単に行える。また、水を抜いてしまっただけで堤をとりはらえば平らな地面が、いとも簡単に出現することになる。東播磨地方では、毎年多くのため池が廃止され新しい用地に変わっていく。ため池は開発の波に飲み込まれようとしているのが現状である。図2に示すようにこの10年間に350個所⁽⁴⁾ものため池がなくなっている。平均すると1ヵ月に3個所のため池がなくなっていることになる。

この原因は、近年の農地の減少とともにそれに関連したため池が廃止されたり、ほ場整備による水利権の整理や、近代的な水利開発事業により完成した巨大なダムからの潤沢な水供給などで不効率なため池が廃止されたことによる。また、外圧としてDID地域に近いことから、工場や公共用地、住宅用地として転用されたり、ゴルフ場開発で開発区域に取り込まれたものも多い。近ごろでは、都市で発生した建設廃材の処分場として重宝がられ、埋め立てられるため池も多い。

東播磨地域は阪神間の通勤圏であるため、多くの宅地開発がなされているが、その多くはミニ開発であり家庭排水は満足な処理のなされないまま、付近の排水路に放流されている。これらの家庭排水は自然浄化を待たないで直接ため池に流入する。本来、池にもある自然浄化能力を越える汚水が流入してしまうので、上流に住居を多く抱える池の水は、非常に汚濁されてしまっている。富栄養化した池の水はアオコなどのプランクトンの異常発生や、ホテイアオイの異常繁殖を起こして、それらの死がいやヘドロとなり悪臭を放っている。

かつては、農業用水としての命の水を蓄えているという認識のもと、ため池の大切にするというため池周辺の住民の共通意識があった。堤防の草を刈ったり、年に一度は底のどろをさらえたりして、ため池をきれいな状態に保とうとする力があった。しかし、地域の農家人口よりも非農家人口の方が多くなったため、そのような意識がうすれてしまい、池を管理する農業者の内部でも兼業化が進み同

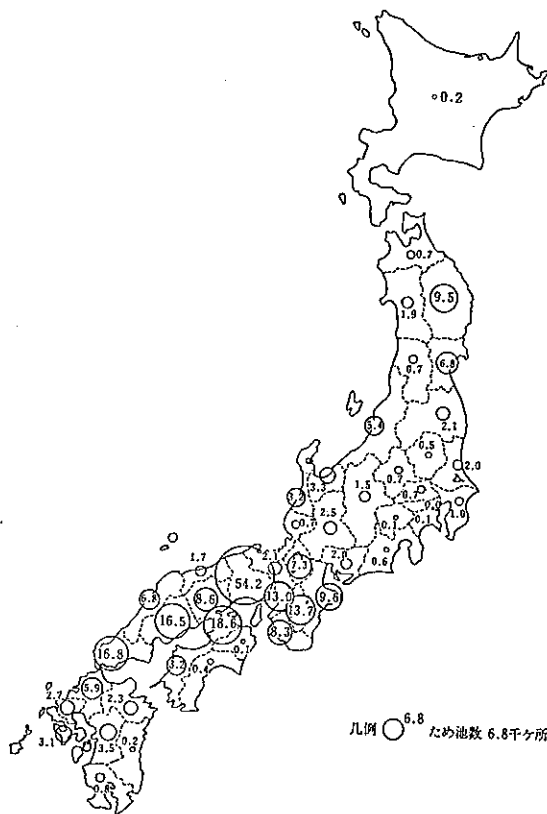
じような状態になっている。このような、ため池に対する地域住民の関心度の低下と、汚くなった水が追い打ちをかけるように、ため池の水辺は知らないうちにゴミ捨て場になっていく。

国道2号線沿いのため池を観察してみるとこのことは明らかにわかる。バイクや電気製品などの粗大ゴミが浮かんでいる池や、真っ黒になった水にホテイアオイが一面に浮かんでいる池が簡単に見つけることができるであろう。

こうして、汚くなったため池は、さらに地域の人々から疎んじられ、もう用の無いものとして、遅かれ早かれ埋め立てられる運命にある。

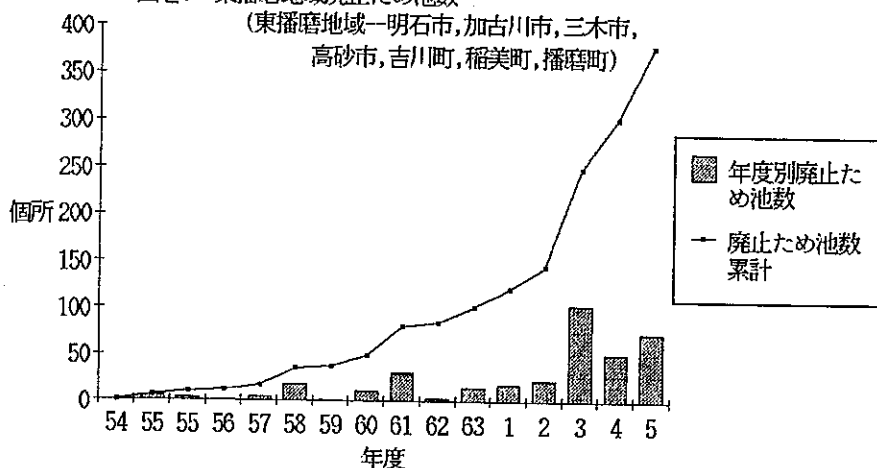
図1. 全国ため池分布図

文献(2)より



(注意) 調査時期が1978年5月であるため、兵庫県のため池数は54.2千個所とあるが、1994年4年現在のため池数は51.7千個所となっている。

図2. 東播磨地域廃止ため池数
(東播磨地域—明石市, 加古川市, 三木市, 高砂市, 吉川町, 稲美町, 播磨町)



第3章 ため池の果たす役割

多くの人々はため池は単に農業用水を貯留し供給することをよく知っていても、それ以外に地域に果たしている役割を認識している人は少ないだろう。このことは前章でも述べたように、農業用水を供給する本来の役目が少なくなってしまうと、ため池の存在価値も薄らいでいくことに現れている。しかし、ため池は農業用水を供給する以外にも重要な機能がある。このことを、住民が気付けばため池がもっと魅力的な空間として地域によみがえるであろう。本章では、ため池の多面的機能について整理し、ため池が今のまま廃止され続けたならば、地域の健全な発展に対し大いに問題があることを述べる。

1. ため池の治水機能

ため池の水の貯めかたとして、前年度の稲刈り後から水を貯めはじめ、田植えの時期までに満水にし、その後は水を使うため順次水位が低下し稲刈り時期には年間の最低水位となっているのが通常の池である。(図3参照)

ちょうど台風時期の10月頃に池の空容量が最大となっている。すなわち、満水位に至るまでの水位差に池の水面積を乗じたものが、洪水時に池に貯留され下流への洪水の流下を防ぐことになっている。たとえば、稲美町の場合平成4年現在でため池の水面積は460haであるので、それぞれのため池で平均50cmの水深の空容量があったとして230万tonの治水能力があると計算できる。

また、ため池は洪水吐といって、堤防を一部切り下げて洪水時に堤体を決壊から守るようになっている。ため池が満水の時に降雨が流入すると、余分な水は洪水吐から流れ出ながらも、徐々に池の水位が上昇し、池への流入量と流出量がバランスの取れた時点で最高水位に達し、その後流入量の減少にたいし時間的なずれを持って、流出量が減少していく。すなわち、ため池の一時的な水位の上昇分が洪水を一時的に貯留し下流への流出量を緩和するのである。(図4参照)⁽⁵⁾

ため池の治水機能は治水を目的として作られたダムと同様に期待するのは危険だと言える。それは、ため池本来の目的が治水でなく利水のためのものであるからである。しかし、全面的に信頼することはできないが、二次的に治水機能が期待できるのであって、今後ため池が多く廃止されていけば、下流に対して洪水の被害が増大する恐れがあることに注目せねばならない。

また、かつては農業者が利水目的以外にため池の水門を操作し、人為的に地域の治水も制御する役目を担っていたが、農業の兼業化が進んだ現在ではその機能が失われているのも大いに問題である。

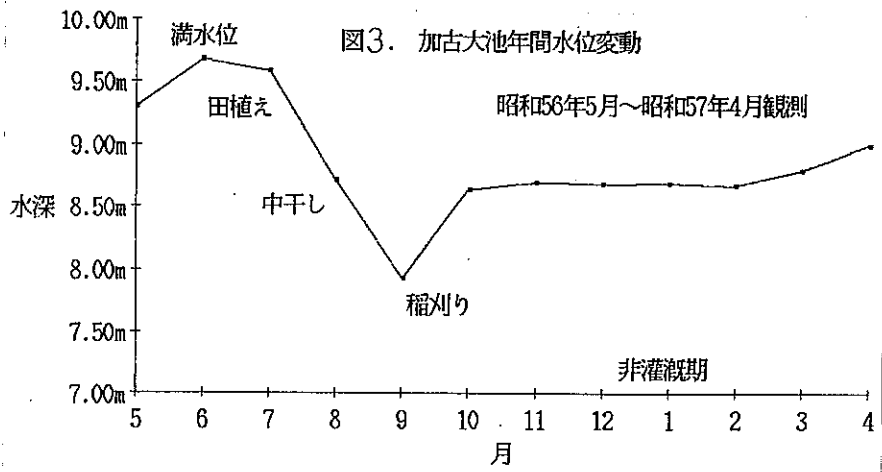


図4-1. ため池に空容量がある時の洪水の貯留 文献(5)

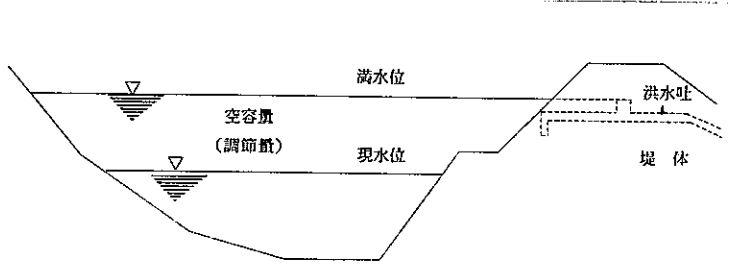


図4-2. ため池が満水のときの洪水の一時貯留

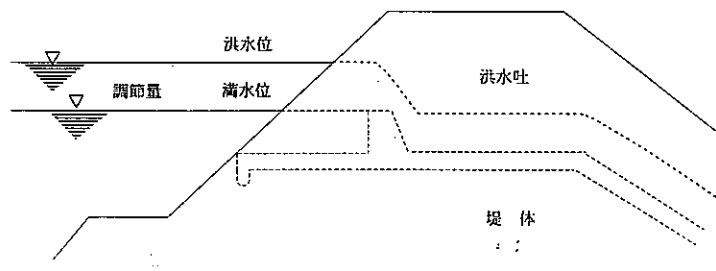
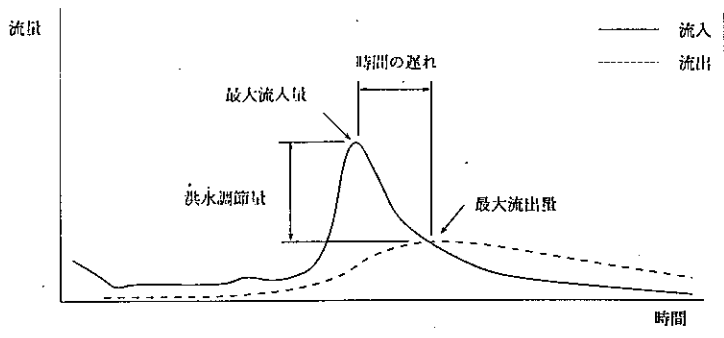


図4-3. 洪水時におけるため池の流入量流出量の時間変化



2. ため池と自然

ため池には多くの動植物が生息している。水や湿地の存在が動植物を豊かにしているといえる。農業環境技術研究所の実験によると全くの新地に深さ50cmの簡単な人工の池と水路、水田を造成したところ31種ものトンボが観察され、カエル、ヘビ、タヌキ、キツネなども現れるようになった例⁽⁶⁾がしめされている。このことから、内陸部の水面の存在は生態系にとって重要な意味を持っていると言えよう。また、目には見えないが地下水を涵養したり⁽⁷⁾、水の存在が付近の気候を緩和したりする働き⁽⁸⁾もある。

さらに、くわしく例を上げていくと、植物では、いわゆる水生植物といわれるものが見ることができる。東播磨地方のため池では84種もの水性植物が確認⁽⁹⁾されている。しかし、かつては一般的だったこれらの水性植物もため池の廃止や埋め立てによりその数を激減させている。たとえば、アサザやガガブタといった種はレッドデータブックで危急種⁽¹⁰⁾になっている。中でも直径1~2mの巨大な浮揚葉によって有名なオニバスは、この地方のため池に生育しているとして新聞などでも話題を呼んだ植物であるが、その生息域も風前の灯である。ため池の水生植物は水質の浄化にも役立っているし、水辺を訪れる動物の生息場所にもなっている。

昆虫では、各種のトンボをはじめ水中で生活する昆虫の生息場所になっている。しかし、近年では水質の悪化によりその種類や数も減少している。たとえばかつて、ごく一般的だったタガメやタイコウチという水中昆虫などはほとんど見かけなくなってデパートで数万円で売買されているというありさまである。

動物では、ため池はなんといっても渡り鳥に代表される水鳥の休息、繁殖地になっている。さきに述べた加古大池では88種もの鳥類が確認⁽¹¹⁾されている。日本で確認されている鳥類は555種⁽¹²⁾であるからその16%がこの池で確認されたことになる。また、前に述べた加古大池の広いヨシ原はツバメのねぐらになっている。⁽¹³⁾ツバメのねぐらは県下でも数箇所しかなく重要な場所である。

このように、ため池には多くの種類の生物が生息している。生物の種類が多いほど環境が良好な証拠である。水の存在が自然を豊かにする。水辺の空間として海、河川、湖沼、湿地、水田、ため池などが考えられるが、内陸部での水辺空間としてのため池の存在価値は大きい。海や河川の生態系の保護は最近かなり問題視されはじめたが、水田地帯に関してはまだ手付かずである。我々はもっと早く、ため池を含めた水田地域の生態系の保護の必要性に気付く必要がある。

3. 地域社会・地域文化とため池

この地域のため池は江戸時代以降の新田開発とともに築造を重ねていったものである。機械力の乏しい時代においてこれほど多くのため池を造った住民のエネルギーには驚かされる。6500個所の池それぞれに6500編の築造の歴史があるのだが、多くは時間の流れにより風化してしまっただけで地元の人でもその由来がさだかでない

池も多い。そのような中でも伝承や地域の祭りとして祖先の苦勞を現代に伝える池もある。稲美町の入ガ池の人柱伝承、野寺の高菌寺の追儺行事、天満大池のほとりの天満神社の秋祭り（みこしを池に投げ入れる）など⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 今なお住民に受け継がれているものもある。また、非灌漑期に池を干して堤防補強をかねて行われる「いけぼし」という行事は、村中総出で池に住む魚類を取って酒を酌み交わすという楽しい行事であった。先の祭りと同じく池が地区交流の場として重要な意味を持っていたことを示している。

ため池は水利組合という団体によって管理運営されていることが多い。ため池の築造には人力の集結が必要であったし、その後の水利用の配分に関しても地域の話し合いなしには成立しなかった。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾ このための自治組織がため池の水利組合である。水利組合の歴史がため池の歴史そのものでもあり、その地域社会の歴史でもある。まだ、農業を主体とする時代においては水利組合が地域に占める役割は大きいものがあり、地域の水管理（利水、治水両面で）を司どり、地域の生態系や景観の管理をし、地域全体の自主管理組織として機能していたといっても過言ではない。

ため池の堤防の草刈りや補修といった維持管理は水利組合の組織によってうまく機能してきた。自分たちのため池を自分たちで守るといった意識がため池をささえ、また美しく保ってきたのである。ところが、近年の農村の兼業化や非農家の混住化は、かつてのようなため池に対する水利組合の強い結束を緩め、またため池に対する関心を希薄にする方向にある。近ごろ、ため池に多くごみが捨てられたり、堤体に草が生い茂っている現象はこのことを如実に物語っているといえる。

明治以降の日本の近代化の歩みの中で、日本古来からの農村文化（地域文化）が暗黙のうちに否定され続けてきたように、ため池を巡る文化や地域社会も今正に消え去ろうとしているのだろうか。いや、まだため池が残っている限り、それとともにある水利組合という地域に根づいたコミュニティが残っているはずである。今一度、ため池の新しい活用を見直すことによって、地域社会が活性化するのではないだろうか。そのためには、農業者以外にもため池の新しい活用に関心を持ってもらい、参加し行動してもらうことが必要となってくるだろう。

第4章 ため池再生への道

前章でも触れたが、ため池をもう一度この地域に蘇らせる方法は、地域の人々、また地域外の多くの人々にため池の重要性を認識してもらい、行動を始めてもらうことが必要である。

そこで、ため池を地域に蘇らせるためのキーワードを5つ用意した。それは「空間」「水」「自然」「文化」「ひと」である。この5つのキーワードを有機的に結合し、ため池再生のストーリーを組み立ててみよう。(図5参照)⁽¹⁹⁾

この地域のため池は前に述べた加古大池に代表されるように、数ha以上もある広大な水面積を持つ池が多い。線的な水空間の河川と異なり、このような面的に広がる水空間は、内陸部にあっては貴重である。さらに、このようなため池が6500箇所もあり点在しているわけであるから、この空間の利用は、土地利用のみでなく景観の面からも慎重に計画されなければならない。現在、この地域のため池はどのような土地利用区分に置かれ、どのような開発制限がかけられているのであろうか。

一つは、農振区域の農業用施設用地という区分。そもそも農振法は優良な農地を確保するための土地利用計画であるから、農地の他用途への転用に対しては厳しい。だが、農業用施設用地に関してはそれがその機能を果たさなくなった場合は、農地の場合に比べ比較的簡単に転用がなされる。すなわち、かんがい用水供給の必要がなくなった池は、転用の厳しい農地に比べて、いとも簡単に「池であることをやめてしまう」ことができる。

もう一つは都市計画区域の市街地調整区域。都市計画法では用途区域の制限で私権を拘束しているが、ため池を埋め立ててしまうことまでは制限していない。したがって、かんがい用水供給の必要がなくなった池は、とりあえず埋め立てられ、広大な用地はいわゆる「資材置場」として市街化区域に編入される日を待っている。また、配送センターの敷地になっているものもある。

灌漑用として必要のなくなったため池が埋め立てられ、有効な利用がなされることは別に悪いことではない。問題なのは、周囲の景観や土地利用形態にそぐわない広大な土地が突然現れることや、廃止する際に農業用水供給以外のため池の機能について十分な評価が為されずに埋め立てられてしまう現状が、地域の健全な発展にとって大きな問題なのである。

本来の農業用水としてのため池の水は当然であるが、ため池の治水機能や、レクリエーションや景観として親しむ水のあるため池を忘れてはならない。水は地域の「自然」の骨格であり、その水のかたまりとしてのため池とそれらをつなぐ水路の存在もため池同様に重要である。生き物が住める町はすばらしい町である。自然の骨格としての点在するため池とそれをつなぐ水路、その周りの緑。昆虫、鳥、動物。ビオトープのコアとしてのため池がそこにはある。

さて、以上でため池を巡る「空間」「水」「自然」という繋がりが見えてきた。しかし現状は、その繋がりの望ましい姿には程遠い。その原因は、ため池の多面的な機能を考慮した土地利用計画が、既存の法制度ではカバーしきれていないからである。前述の農振法、都市計画法では、灌漑の用をなさなくなったため池の廃止に対して、なんら拘束力をもたない。すでに、兵庫県には「ため池の保全に関する条例」があるが、これはため池の新築、改修に際する防災上の安全の観点から作られた条例であり、ため池の廃止についても届け出るようにはなっているが、ため池の利水以外の機能についてはチェックするようにはなっていない。

そこで、新しくため池の多面的機能を考慮した「ため池景観条例」の制定を県あるいは関係市町が行うことを提案する。この条例の趣旨は、ため池を地域の水利利用計画、治水計画、土地利用計画、生態系保護、景観計画の視点からとらまえ、地域の将来にため池が望ましい姿で存続するよう行政として調整を図るためのものである。まず個々のため池に対し多面的な機能を考慮し、その将来計画を立て、その計画にしたがって利用を促進するなり、規制をかけるなど行政として強制力を持たせた条例とすべきである。今まで、ため池を地域資源として位置づけその有意義な利用計画を目的として定めた法制度がなかったことを考えると、この条例の持つ意味は大きい。

ひとつひとつのため池にはそれぞれの築造の歴史がある。ため池の新規利水とともに新田が開発され集落が形成されていったことを振り返ると、ため池はまさに地域の形成の中心的役割を担っているといえる。町並みはその町の記憶であるように、この地域に散在するため池は、田園風景の中の地域の記憶である。安易なため池の廃止は、地域の記憶を消し去ってしまう行為であることを認識しておく必要がある。ため池を歴史的遺産、「文化」としてとらまえ、この条例のなかに後世に伝えるべきものとして記す必要もあろう。

ため池を過去から管理してきている水利組合や土地改良区といった地域に根ざしたコミュニティがある。現在は農業水利を目的としたコミュニティであるが、これを地域づくりのコミュニティに発展させる必要がある。それには、ため池に関心を寄せる地域外の人々、たとえば、ため池に来る野鳥や水辺の植物を観察するグループとか、ため池をフィールドとする釣り愛好者たち、カヌーやヨットを練習する高校生など、何らかの形でため池の存在価値を認めてくれている人たちの潜在的な力を集め融合することが必要である。このような「ひと」の連携と力の盛り上げを行政が仲立ちとなって行い、ため池をめぐるふるさとづくりを行っていききたいものである。今後、行政としては、先の「ため池景観条例」による地域全体のため池を将来まで見通した計画の立案と、地域社会資本の整備としてのため池整備に対し積極的な公共負担を行う必要がある。

第5章 ため池共和国の建国

ため池の築造の歴史からみてその地域住民が自らの意志と資本でため池を作ったのであるから、周辺の住民は無意識のうちにため池を地域の共有財産としてとらえている。ため池はこの地域に深く結び付いたオープンスペースである。われわれの一般的な意識の中にも「ため池」は日本農村の原風景のパーツとしてとらえられている。幼い頃、ため池に釣りざおをもって出かけた経験のある人も多いだろう。しかし、ため池の所有者に魚釣りをとがめられたりした人は少ないと思う。すなわち、ため池の空間は、入会権や入り浜権のように民間レベルで自然発生的に用意された「だれでも入れる庭」⁽¹⁹⁾ といっても過言ではない。

陽光を反射して光る水面、そのまわりに生息する多くの動植物、集う人々。東播磨にはこのようなため池が6500個所もある。ため池の賢明な利用によって、人と自然が調和した「ため池共和国」がこの地に建国されることを願っている。

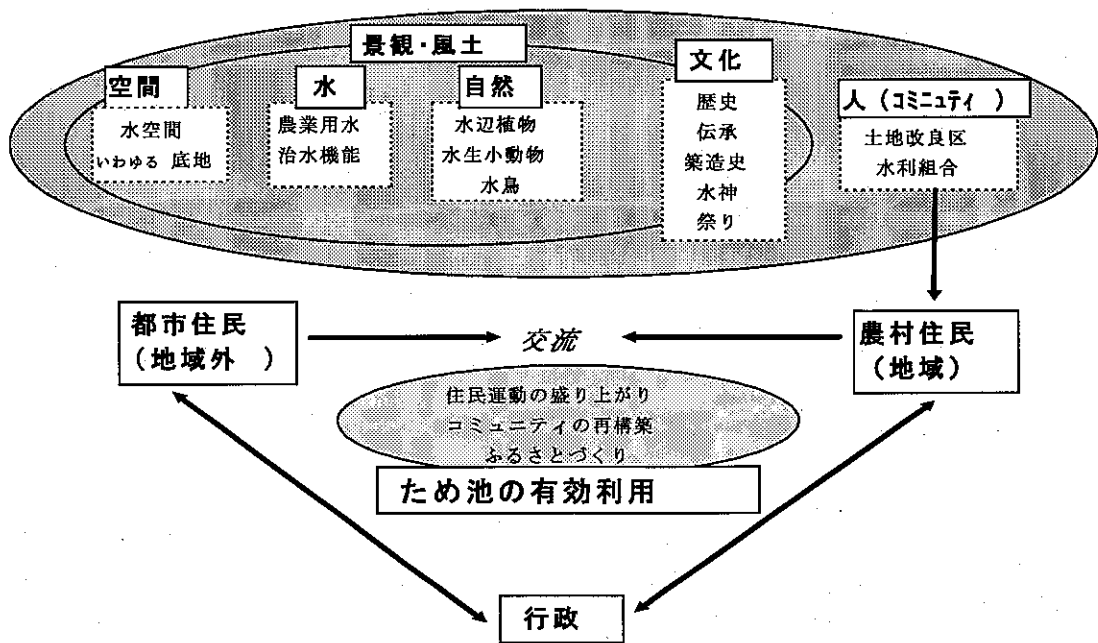


図5 ため池再生への道 地域資源としてのため池

[参考文献等]

先頭番号は本文中の注釈番号に照合している。

- 1) 兵庫県農林水産部農地整備課:兵庫のため池史 p121~191, p262~274/1984
- 2) 農林水産省構造改善局防災課:老朽ため池整備便覧/公共事業通信社/1982
- 3) 兵庫県耕地課:ため池台帳/1969
- 4) 兵庫県農地整備課:農業用ため池数調査, ため池廃止届け/1980~1994
- 5) 兵庫県農林水産部農地整備課:ため池整備マニュアル/1993
- 6) 農業環境技術研究所植生動態研究室 守山 の実験/ 1989
- 7) 成瀬・白井:嬉野台地におけるため池が水質保全に果たす役割
/兵庫教育大学/1989
- 8) 白井義彦:都市化に伴う地域社会の展開 p4~17/兵庫教育大学/1989
- 9) 碓氷信久:神戸の水生植物/神戸市教育研究所/1989
- 10) 岩槻邦男 編:滅びゆく日本の植物50種/築地書館/1992
- 11) 日本野鳥の会 兵庫県支部:加古大池の生息確認鳥種リスト/1981~1991
- 12) 日本野鳥の会 高野伸二編:フィールドガイド 日本の野鳥/1992
- 13) 須川恒:ツバメの集団ねぐらの観察/Nature Study(36)/1990
- 14) 稲美町史編集委員会:稲美町史 p1~208/兵庫県稲美町/1982
- 15) 旗手 勲:淡河川・山田川疏水の成立過程/国際連合大学/1980
- 16) 兵庫県淡河川山田川土地改良区:淡河川山田川疏水史(創業77周年)/1965
- 17) 愛知県建設部建設指導課:都市計画法開発許可の実務の手引き
/大成出版社/1991
- 18) 茶谷肇ほか:農業振興地域整備法の解説/大成出版社/1985
- 19) 瓜生隆宏:ため池における水辺空間の有効利用方策について/
農業土木学会応用水文研究部会報/1991

(日刊)



発行所: 大阪市北区梅田3丁目4番5号 〒530-51 電話(06)345-1551
郵便振替口座 00920-0-450番
毎日新聞大阪本社 ©毎日新聞社1994

毎日郷土提言賞決まる

「あすのふるさと」への考えをテーマに、論文と感想文で提案を募る1994年度の毎日郷土提言賞(主催・毎日新聞社、後援・文部省、農水省、通産省、運輸省、郵政省、建設省、自治省、環境庁、国土庁、全国都道府県、各道府県教育委員会)の全国中央審査会がこのほど開かれ、「提言賞」2作品と、準提言賞、都道府県優秀賞が決定しました。表彰式は20日午前11時半から、東京都千代田区の毎日新聞東京本社で行われます。応募作品は論文2509編、感想文488編の計747編でした。(敬称略)

◇論文の部・毎日郷土提言賞

「ゴミを計ろうー」私の環境白書」

神奈川県中郡大磯町高麗、同町議 田端 裕 (56)

◇感想文の部・毎日郷土提言賞

「私たちの美術館を」

東京都青梅市藤橋、知的障害者入所施設生活指導員 熊木 正則 (51)

12、13面上位入賞作品の要旨と全受賞者名を、関係地域面に都道府県優秀賞受賞者の紹介と喜びの声をそれぞれ掲載しました。

講評

中央審査会の審査は、全国から応募された七百四十七編のうち、毎日新聞各本社の審査を通過した論文十九編、感想文十七編を対象に進められた。ユニークさ、文章力、実現性などを考慮し、各委員が五編ずつ推薦作品を選んで投票、その票数が多かったものを中心に選考を進めた。今回は日々生活に根差した堅実な主張や、文章力の優れた作品が目立ち、委員たちの論議は白熱した。

論文の部

各委員の投票で授賞対象となる五編については、比較的すんなりと決まった。しかし、どの作品を提言賞に選ぶかをめぐって意見が分かれ、最終的に「ゴミを計ろうー」私の環境白書(神奈川県中郡大磯町高麗の田端裕さん)と「私たちの美術館を」(東京都青梅市藤橋の熊木正則さん)の二編に高い評価が集まった。

結局、田端さんの作品について「ごみ問題に個人としてどのように取り組むべきかが明確に打ち出されている」といった意見が出された末、決選投票で過半数を獲得。提言賞に選ばれた。山本さんの作品に対しては「今にも実現できるような説得力がある」といった賛辞が相次いだ。準提言賞に落ち着いた。また、「子どもたちに自然を残そう」(静岡・金森喜久代さん)には「極めてユニーク」として強く推す声があり、「エネルギー手作りの村構想」(佐々木寿彦さん)と「健康快適・自転車生活」(奈良・松本毅さん)も説得力のある作品」といった評価を受けた。

優秀賞では光水、緑、ため池共和国「建國宣言」(兵庫・瓜生隆宏さん)に対して「これほどため池問題について幅広い検討を加えたものはない」との意見が出され、注目された。